

昭和62（1987）年4月2日

国立国会図書館法に規定する図書館の組織および図書館奉仕の改善を目的として、関西地域に設置すべき施設およびその機能について

（昭和 62 年 4 月 2 日）

国立国会図書館長
指宿 清秀 殿

国立国会図書館関西プロジェクト
調査会会長 岸田 實

本調査会は、標記について慎重に審議してまいりましたが、別紙のとおり結論を得ましたので、国立国会図書館関西プロジェクト調査会規則第 2 条の規定により答申いたします。

目次
（省略）

1. 諮問事項

国立国会図書館法に規定する図書館の組織および図書館奉仕の改善を目的として、関西地域に設置すべき施設およびその機能について
（昭和 58 年 2 月 14 日諮問）

2. 答申の要旨

情報化社会といわれる今日、文献情報の増大とコンピュータや各種メディアの発達等によって、図書館のあり方が大きく変わりつつある。

内外にわたる環境の変化に対応して、新たな情報ニーズに応えることは、図書館界の差し迫った課題である。特に国立国会図書館は、わが国唯一の国立図書館として、その課せられた任務を全国的規模で、効果的かつ経済的に果たすために、その機能を飛躍的に強化拡充する必要がある。そのためには、ニューテクノロジーを最大限に活用した先端的な図書館サービスを行う諸施設と資料の保存のための大容量の書庫とを備えた第二国立国会図書館（仮称）を設置

することが極めて適切である。

国立国会図書館の収集資料を保存しながら、その効率的な利用を図ることを考慮すれば、この第二国立国会図書館（仮称）は、首都圏と並ぶ経済・社会・文化の中心である関西地域に設置することが最も望ましい。その設置場所は、国土庁が関西文化学術研究都市として策定している京阪奈丘陵が適当である。

第二国立国会図書館（仮称）は、国立国会図書館の内部組織として位置づけられ、現国立国会図書館と有機的に一体化した機能を果たすものとする。

3. 答申

（1）図書館界の環境の変化－基本認識－

① 図書館の役割

1970年代以降の経済・社会環境の大きな変化のなかで、図書館は、従来とは異なった、新たな積極的役割を果たしつつある。

国民の生活様式や価値観の変化に応じて、公共図書館が増加し、文献情報資源の利用の高度化に応じて、大学図書館や専門図書館が、質量両面において充実しつつある。

また、図書館自身においても、住民・学生のための文化・教育機関としての機能と、経済・社会活動のための情報提供機関としての機能に分化する傾向が強まってきている。

② 図書館サービスの变化

図書館サービスあるいは図書館業務の内容にも、著しい変化が現れている。特に、ソフト、ハード両面におけるコンピュータ技術と電送技術の急速な発達によって、公共図書館における図書貸出システムから、国立国会図書館におけるジャパン・マークの作成とそのオンラインサービスに至るまで、何らかの形で、機械化が図書館界のなかに広範に浸透しつつあり、これらを利用した文献検索も容易化しつつある。

③ 資料利用方法の变化

複写技術、通信技術等の発達によって、図書館資料の利用方法は大きく変化し、資料にアクセスする機会が拡大し、その結果として、利用の地域格差も緩和しつつある。

④ 資料形態の変化と保存・蓄積

図書館資料そのものについては、在来型の印刷出版物の増大に加え、マイクロフィルム、ディスクなど、多様な形態のメディアによる資料が増加し、また、これらのメディアを応用して、一次資料を転換することも可能になりつつある。このことにより、在来型の一次資料の大規模な保存と蓄積が可能となっている。

⑤ 環境の変化と図書館

このように、経済・社会の状況変化による情報需要の急激な増加に伴う図書館をめぐる外部環境と、コンピュータ技術、複写技術、通信技術の発達に伴う図書館の内部環境の変化が、伝統的に公共ベースとして、また手仕事によってしか存在しえなかった図書館のサービス分野への、図書館外の民間ベースによるサービスの参入とそれとの協力・共存関係を可能にし、新しい各種図書館、地域図書館間の協力関係が育成されつつある。このことによって、個々の図書館はかえってその機能の特徴と任務分担を明らかにし、それぞれの理念と機能を実現することが可能となりつつある。

(2) 国立国会図書館の機能

① 所属

国立国会図書館は、国会法第130条および国立国会図書館法（昭和23年2月9日法律第5号、以下「館法」という。）により、国会に設置されており、多くの国の国立図書館とは異なり、教育・文化行政を所掌する行政官庁に属さず、国権の最高機関たる国会に属していることが特徴である。

② 機能

国立国会図書館の機能は、図書およびその他の図書館資料を収集し、国会議員の職務の遂行

に資するとともに、行政および司法の各部門に対し、さらに日本国民に対し、館法に規定する図書館奉仕を提供することを目的としている（館法第2条）。

これを他の図書館の機能との比較でとらえれば、国立国会図書館は、国会奉仕のための調査機能を備えた国立図書館機能を有している。

③ 機能の具体的内容

1) 国会奉仕のための調査機能

国会に所属する図書館としての基本的機能は、収集資料と人的資源をもって、国政の全分野に及ぶ立法調査活動を行うとともに、国会に対する図書館サービスを行う。

2) 国立図書館機能

国立国会図書館は、わが国における唯一の国立図書館であり、次の諸機能を有する。

(イ) 納本による国内出版物の網羅的収集

館法第24条、第24条の2および第25条に基づき、国、地方公共団体等の発行する出版物はその発行部数に応じて複数部数を、民間の出版物は1部を、それぞれ、国立国会図書館に納入することが義務づけられている。

納本制度は、各国の国立図書館において、有償・無償、またその部数に差こそあれ、当該国の出版物という文化財の蓄積とその利用に資するために導入されている最も基本的な制度であり、国立国会図書館においては、年平均15万冊の納本（新聞・雑誌類を除く）を受けている。

(ロ) 納本された国内出版物の基本書誌（データベース）の作成

納本によって収集した図書館資料については、国立国会図書館が論文・記事レベルを含む基本書誌（データベース）を作成しており、このことは、国内出版物に関する基本データベースを作成することに等しい。

このデータベースは、蔵書目録としての機能はもとより、国内文献の基本的書誌情報の

機能を果たすものであり、将来においてその入力対象範囲を過去に遡及するほど、その効果と応用性は増大するものである。

(ハ) 納本された国内出版物の保存・蓄積と提供

国立国会図書館に納本され整理された国内出版物は、廃棄されることなく保存・蓄積され、現在および将来にわたる利用者の直接または間接の利用に供され、国内出版物の利用に関する最後の拠り所（ラスト・リゾート）としての機能を果たしている。

(ニ) ナショナル・レベルでの外国資料の収集と提供

国立図書館として、納本による国内出版物の収集のみならず、一方では、国際化時代におけるわが国の役割からして、海外の文献を積極的に収集し、これを国政各般の利用に供するとともに、広く国民の利用に応ずる機能を有している。特に、一般の商業ルートによっては入手しがたい外国政府・国際機関・学協会 of 出版物を、国を代表する図書館として、交換または寄贈によって入手し得る立場にあり、国の重要施策の一環を担っている。

(ホ) 国内各種図書館に対する協力機能

行政・司法各部門支部図書館をはじめとして、国内の各種図書館に対し、館法の規定に基づく協力と援助を行っている。

とりわけ、図書館資料利用の相互協力については、全国的な図書館資料の有効利用を図るため、国立国会図書館は、同館が作成する国内出版物を中心としたデータベースを維持し、これに各種図書館からの所在情報の相互入力を可能とすることによって、オンライン総合目録を構築・稼働させる基本的な役割を果たすべきである。

(ヘ) 国を代表する図書館としての国際的機能

国立国会図書館は、わが国を代表する図書

館として、国際的な図書館協力活動の中心的役割を果たしている。特に、資料の国際交換、書誌情報の交換の分野において、その役割は顕著である。

④ 国立国会図書館と国内各種図書館との関係

1) 法的・行政的關係

国立国会図書館は、既述したとおり、立法府に属し、海外の多くの例にみるような国の教育・文化行政機関に属する図書館ではない。したがって、国内の地方公共団体の設立に係る公共図書館はもとより、国公立大学図書館、学校図書館等に対して、行政的機能を持たない。

また、これらの図書館はそれぞれ法律上の根拠を異にしており、国全体としての図書館政策は一本化されていないのが現状である。

いずれにせよ、情報の地域格差是正を目的とする図書館の設立など、それ自体、国または地方公共団体の行政によって行われるべき施策に対して、国立国会図書館が介入し、または同館が自らこれを遂行することはない。

2) 協力・援助関係

公共図書館、大学図書館、専門図書館などの各種図書館と国立国会図書館との関係は、国立国会図書館が、これら図書館に対して協力と援助を行う関係にある（館法第21条）。この協力と援助は、人的、財政的援助を含まない、資料と情報の提供および技術指導であって、これには従来から相互の自主性が尊重されている。

しかし、図書館界をめぐる社会的環境の変化によって、各種図書館に対するナショナル・レベルでの協力関係の強化が必要となり、国立国会図書館の国立図書館としての機能強化に対する期待は強まっている。

国立国会図書館の機能の充実・強化と各種行政レベルの施策や民間活力が結びついて、国全体にわたる、より総合的かつ効果的な図

書館活動が期待されるものである。

とりわけ、通信技術を含む機器の進歩による技術的可能性の増大により、国立国会図書館が参加する情報ネットワークが機能すれば、情報の地域格差是正が可能である。

(3) 第二国立国会図書館（仮称）の必要性

既述した国立国会図書館の具体的機能、他の図書館との法的・行政的關係およびこれらとの協力關係からして、第二国立国会図書館（仮称）を設置する必要性は、国立国会図書館自身の機能強化と資料保全のためであって、自ら情報の地域格差是正を積極的に目指すものではないし、そのための国や地方公共団体が行う行政の代替機能を果たすものでもない。しかし、第二国立国会図書館（仮称）を設置すれば、その結果として、わが国の図書館全体の発展に寄与することになる。

① 国立国会図書館自身の機能強化のため

1) 納本図書館として、国内出版物を網羅的に収集し、その基本的データベースの迅速かつ効果的な作成を行い、さらに国内および国外の各種図書館間ネットワークと書誌情報、テキスト（全文）情報等の相互交換を積極的に行うためには、図書館業務全般にわたる機械化、とりわけ高度なオンライン・システムの支持機構の構築が必要である。

このためには、新館を含む既存の建物と設備ではとうてい充分といえず、光通信機器等を縦横に駆使し、かつ周囲の自然環境とも調和するような新規の建造物（いわゆるインテリジェントビル）が必要である。

2) 特定の図書館資料群とその利用者または潜在利用者を有効的に結合できるようなサービス・ポイントを分散し、図書館サービスの集中を緩和することによって、国立国会図書館全体の機能の強化を図る必要がある。例えば、国会議員を対象とするサービスの拠点は現位置において他にないが、国会がもつ

ぱら利用する資料以外の資料は、それぞれ一定の受益者が集中する場所に置いてもよい。

3) 図書館資料の中心となるペーパー資料の多くは、酸性紙の使用により、その長期保存が困難とされている。このため、これら酸性紙使用資料に脱酸処理を施し、少なくとも納本された国内出版物の永久保存を図る必要があるが、現施設内に脱酸処理機構を設置することは不可能であり、これを他に求める必要がある。

4) 一次資料の保存と蓄積の必要性和利用の需要を満たすためには、一次資料自体の保存を図る一方において、一次資料のマイクロ化、特に利用上の利点を多く有する光ディスクなどによる電子化が必要である。このための施設を現施設内に設けることは不可能であり、新たな施設が必要である。

② 資料および情報網の保全のため

1) 国立国会図書館は、文化財および情報資料資源としての国内刊行資料を原形態で永久に保存する責務を有しており、人的災害、自然災害等を考慮すれば、これら資料を1か所に集中保存する危険性は大きい。特に、地震多発の日本列島においては、資料を分散保存する必要性が一層高い。

2) 図書館は、その図書館資料を何らかの形で廃棄しない限り、絶対量の増加は避けられない。特に、納本図書館である国立国会図書館においては、原形態で保存する必要性から、収蔵すべき量は、一方的に増加する。

国立国会図書館は、新館書庫の完成によって、本館書庫と合わせて約1,200万冊の収蔵が可能であるが、資料増加の現状から、その満架は、20～25年後に到来するものと推定され、将来的には、新たな大規模書庫の増設が必要である。

3) 国立国会図書館は、その機能のひとつとして、国内刊行資料のデータベースを作成し、

これを維持している。しかし、今後、電気・通信系の何らかの障害によって、これらデータベースの利用が不可能となり、もしくはデータベースそのものが消滅する危険性も存在する。したがって、一次資料そのものと同様に、データベースを分散配置する必要がある。

4) 今後、都内、特に国立国会図書館が立地している都心の高地価地域に、これらの機能を果たすための新施設を設置する土地を求めることは不可能であり、既存の都市部から離れた地域にこれを求めざるをえない。

とはいえ、これを資料需要の希薄な僻地に保管して死蔵するのではなく、需要度の高い地域に保管し、その有効利用を図るべきものである。

③ 第二国立国会図書館（仮称）を関西地域に設置する必要性

1) 地元の要望等

(イ) 第二国立国会図書館（仮称）を関西地域に設置することについては、昭和54年以降、毎年、近畿圏の地方自治体、関係財界およびこれら連合体から、国立国会図書館に対して設置要望が行われてきた。その設置場所については、これを関西地域とするものから、京阪奈丘陵、大阪府、大阪市内とするものなど、一致しないが、共通して「西日本の経済・文化・行政など各般の振興を図るための施設として第二国立国会図書館（仮称）の建設」を要望している。

昭和58年3月における関西文化学術研究都市建設推進協議会の発足以降は、京阪奈丘陵に建設を計画している関西文化学術研究都市の中核的施設として、国立国会図書館の代替的機能を果たすための第二国立国会図書館（仮称）の設置要請が強まっている。

(ロ) 当関西プロジェクト調査会は、第1期基本調査として、関西の企業20社、図書館

15館を対象に、関西地域に第二国立国会図書館（仮称）を必要とする社会的ニーズに関する調査を行った。その結果の概要は、「関西地域には、関東地域のように一次資料を網羅的に提供できる図書館がなく、研究開発型、技術開発型の企業に必要な技術関連情報や経済関連情報が入手しがたいことから、在関西の企業・図書館とも、一様に第二国立国会図書館（仮称）の設置を期待している。」というものであった。

2) 第二国立国会図書館（仮称）の設置と関西地域の地域特性

関西地域は、その地理的環境、政治、経済、文化面の地域特性から、第二国立国会図書館（仮称）設置の必要性を満たすうえで、最も適合する地域である。

(イ) 日本列島は、地質構造がフォッサ・マグナ（糸魚川～静岡構造線）を境に、東北日本と西南日本に分かれており、大規模地震が両地域で同時に発生した例はない。

東京における不測の災害を考慮し、図書館資料と書誌情報の保全のために、これを首都圏と別個の地盤に立つ近畿圏に分散配置するのが適当である。

(ロ) 近畿圏は、全国土の10%、人口の19%、総生産額の20%を占め、大学65校、短期大学67校が立地し、多数の研究機関を擁するなど、首都圏と並ぶ、わが国の政治、産業、文化、学術研究の中核をなしている。

当地域のみならず、国全体の一層の発展を期するためには、これら諸分野の活動を援助するための豊かな情報資源が圏内に存在することが必要であり、これを必要とする直接・間接の需要が現に存在する。

当該地域における情報サービス機関の量と質は、首都圏と比較して顕著な格差があり、需要サイドにおいて時間的、経済的な負担増を強いられている。

一次情報を網羅的に提供しうる第二国立国会図書館（仮称）の設置により、これら情報格差が是正される可能性は大である。

(ハ) 図書館資料資源の単なる死蔵を否定し、その積極的活用を図るとすれば、関西地域に第二国立国会図書館（仮称）を設置することが最も適切であり、図書館資料資源の最も経済的かつ効果的利用が期待できる。

(ニ) 関西地域に第二国立国会図書館（仮称）を設置することにより、その保管資料と施設を域内多数の研究調査機関が共同利用して、最大限の有効利用を図ることが可能である。

(ホ) 近畿圏所在の大学・研究調査機関により、国立国会図書館が作成する基本的データベースに対して、各専門分野に関わる書誌事項を追加入力することが容易化し、より充実した書誌情報を作成するための協力体制が強化される。

3) 関西文化学術研究都市との関連

第二国立国会図書館（仮称）を関西地域に設置するとして、現在、国土庁が国土計画の一環として検討中の関西文化学術研究都市内に設置することが、上記の諸条件を充たすとともに、ナショナル・レベルの事業としての整合性を図ることを可能とする。

当該研究都市は、東海道国土軸、京奈・阪奈の各都市軸、京奈歴史・文化軸の結節点として位置し、文化学術研究施設の整備、高度な文化学術研究機能の集積を図ることを目標としている。

(4) 期待される第二国立国会図書館（仮称）の機能

第二国立国会図書館（仮称）は、資料の保全と国立国会図書館のナショナル・レベルにおける機能の強化を目的とし、これを具体化するための機能を有するものとする。

東京の本館と合わせて国立国会図書館としての機能を果たすものであって、東京の本館の単

なる代替機能を果たす機関とはしない。

① 図書館資料資源の収集・保全機能

1) 第二国立国会図書館（仮称）が保全すべき図書館資料資源の主たる範囲は、国立国会図書館に納入される国内刊行物（非図書資料を含む。）とするが、その前提として、国立国会図書館に対する複数納本制度の実現が必要である。

東京の本館に少なくとも納本1部を確保・保存し、他の1部を第二国立国会図書館（仮称）において管理・保存する。

また、立地条件を生かして、地方出版物の収集を行う。

2) 図書館資料保全のための原資料の電子化および脱酸処理の機能を果たす。

3) 関西地域所在の各種図書館、研究調査機関等が所蔵する図書館資料資源の有効活用、土地および施設の有効利用を図るために、当該地域における図書館資料のクリアリング・ハウス機能を持たせ、国立国会図書館に所属しない資料の保管、交換機能を果たす。

② 図書館サービス機能

1) 一次資料の提供サービス

(イ) 国内刊行資料と特定主題の外国資料（例えば科学技術分野）を所蔵し、これを閲覧に供する。

(ロ) 東京の本館の所蔵資料等についても、情報通信系を活用し、または現物を輸送系により取り寄せ、これを利用に供する。

(ハ) あわせて、調査研究活動を援助するための各種便宜を提供する。

2) 複写・図書館貸出センター

全国的・国際的規模で資料の複写および図書館貸出サービスを行う。

3) レファレンス／レフェラル・サービス

(イ) 専門職を配置し、充実したレファレンス・コレクションと所蔵資料に基づくレファレンス・サービスを提供するとともに、本館

から取り寄せて利用に供する資料についての助言、他の専門情報源等に関するレフェラル・サービスをも行う。

(ロ) 各種データベースに対するオンライン検索の実施および利用指導と助言を行い、かつ、レファレンス事例・レフェラル用データベースの構築、ネットワーク化、検索性AI（人工知能）システムの開発・利用を行う。

4) ネットワーク・システムの調整機能

西日本の各種図書館における資料の所在情報、域内専門機関からの追加書誌情報の調整機能を果たす。

5) 図書館情報関係業務の研修センター機能
内外の各種図書館、研究所等の職員を対象として、図書館および情報関係業務の研修を行う。

(5) 第二国立国会図書館（仮称）におけるニューテクノロジーの活用

① 国立国会図書館と第二国立国会図書館（仮称）間の接続

1) 情報通信・電気通信等による接続

(イ) デジタル化文字情報の伝送

書誌情報および電子化された一次資料は、高速デジタル回線を利用して伝送する。

(ロ) 画像情報等の伝送

高速デジタル回線の利用に加えて、コストや再生の面で有効なときは、ファクシミリ等、現行の最適システムを利用して、画像など文字以外の情報を伝送する。

(ハ) テレポートへの接続

大量の情報を高速で国内および外国と交換する必要上、大都市に今後設置されるテレポートへの接続、衛星通信の可能性に留意する。

2) 輸送系の利用

資料の電子化、マイクロ化等が進展しても、かなりの量の印刷物などの従来型図書館資料も所蔵される。これらの資料はそのままの形

態で輸送し、利用に供することになる。

新幹線や高速道路網を利用し、遠隔地を結ぶシャトル便のような、新輸送システムを開発する必要もある。

② 第二国立国会図書館（仮称）における書誌情報システムの活用

近い将来、特別な場合以外、書誌情報は完全に電子化することが予想できる。

1) カードレスの図書館

既に一部実現しているが、伝統的なカード目録に代わって、オンライン目録を全面的に使用する。

2) コア書誌情報データベースの構築

国内出版物の書誌情報を中心としたコアとなるオンライン・データベースを構築し、このデータベースへの書誌情報入力、国立国会図書館以外の機関を含む分散型で行い、AI（人工知能）を極力活用して、入力データの品質を維持する。

3) 書誌情報へのオンライン・アクセス

オンライン端末は、書誌情報へのアクセスのみならず、テキスト情報や画像などの各種の情報にアクセス可能な多機能ワークステーションとする。

4) 館外からのオンライン・アクセス

国立国会図書館のコア書誌情報データベースは、館内の利用者オンライン端末からのみでなく、館外の利用者が直接自己のオンライン端末からアクセスすることを可能とする。

5) 外部書誌データベースに対するアクセス
利用者は、国立国会図書館のデータベースのみでは不十分で、広範囲な書誌情報へのアクセスを必要とする場合があるので、多数の外部オンライン書誌データベースへのアクセスを可能とする。

③ 資料の電子化

1) 電子化の優先順位

電子出版以外の資料で、利用頻度の高いも

のから電子化する。他の機関で行う電子化事業とは密接に連携をとり、書誌情報ネットワークを利用して、重複作業を避ける。

2) 電子化ドキュメント・デリバリーシステム

一次資料のテキスト情報、画像情報を直接端末(ワークステーション)からハード・コピーで入手可能なシステムを確立する。

3) 外部ソースからの文献入手

国立国会図書館所蔵の資料と同様に、通信ネットワークを介して、外部ソースから、適切な方式で文献の入手を行う。

④ 管理・運営

1) 資料の受入・整理の機械化

選書、受入、MARCレコードの作成、典拠データ、主題アクセス・ポイントの付与等の業務については、各種の書誌データベース等を活用するとともに、可能な限り、AIシステムを活用する。

2) 資料の保管・搬送等

書庫管理から閲覧・貸出・複写などの一貫した資料管理総合システムを研究開発し、資料保管の高密度化や自動出納システムとする。

3) その他の新工学機器

自動翻訳、TV会議システムなど、国際交流や遠隔地に分散した図書館システムの管理・運営のために必要な機器を可能な限り活用する。

⑤ 利用者サービス

1) 入退館システム

資料管理総合システムと連動させた、入退館システムを研究開発する。

2) 特定利用者へのサービス

一定の研究目的を有する個人やグループに対し、次のような有料サービスを提供する。

(イ) 予約制

電子メールその他の方法で必要な資料の通報を受け、遠隔地から輸送その他の手段で文

献を入手し、予約した日時に用意した資料の利用を可能とする。

(ロ) 研究サポート制

一定の部屋や施設を用意し、長期間利用者もしくは研究グループに対し、ニューテクノロジーを活用したサポート・サービスを提供する。

3) 利用者用ワークステーション

利用者に対し、ユーザー・フレンドリーな多機能ワークステーションを用意する。国立国会図書館書誌情報データベースの利用は無料とするが、外部データベースの利用、文献入手・複写については、原則として有料とする。広い範囲の外部データベースに国立国会図書館データベース利用と同一方法でアクセス可能なゲートウェイAIシステムを開発・実用化する。

⑥ その他

エレクトロニクスを中心とした技術の進歩は、急速であり、第二国立国会図書館(仮称)を建設する時期において最も有効と思われるニューテクノロジーを採用し、活用すべきである。

(6) 第二国立国会図書館(仮称)の設置場所、規模等

① 設置予定地

第二国立国会図書館(仮称)の機能等、また、国土庁を中心とする関西文化学術研究都市構想の進捗状況等に加えて、大阪・京都など、大都市中心部の利便、豊かな自然環境、経済効果、学術的環境、相当程度の面積が確保しうるなどの要因を総合的に勘案して、第二国立国会図書館(仮称)は、関西文化学術研究都市内の中核地区に設置することが適当である。

② 規模

約2,000万冊収蔵可能な書庫を有するものとし、現本館敷地の3～5倍程度の10万～15万㎡の用地を要する。

敷地・建物内には、書庫、閲覧室等の公共ス

ペース、事務棟、研修センター（宿泊可能なもの）、資料電子化施設、資料脱酸処理施設、駐車場、職員宿舍等の諸施設を設ける。

③ 組織上の位置づけ

国立国会図書館の内部組織として位置づける。

④ 設置の時期

可及的速やかに設置すべきものとするが、国の財政状況を踏まえた必要経費の裏付け、要員の確保、地元の受入態勢並びに関西文化学研究都市構想の進捗状況等、第二国立国会図書館（仮称）の設置および運営のために考究すべき重要な事項が多々あるので、これらについて、今後、国立国会図書館において慎重に検討して、その具体化と設置の時期を決定すべきである。

4. 委員名簿（昭和 62 年 4 月 2 日現在）

（会長）岸田 實（元国立国会図書館長）

梅棹 忠夫（国立民族学博物館長）

木田 宏（日本学術振興会理事長）

下河辺 淳（総合研究開発機構理事長）

花村仁八郎（経済団体連合会副会長）

前田 陽一（全国公共図書館協議会会長）

吉國 一郎（日本電信電話株式会社顧問）

高橋徳太郎（日本図書館協会理事長）

石井 五郎（国立国会図書館副館長）

（付属資料） 審議経過

（省略）

添付資料一覧

（省略）